

公園内通行・駐車許可等に係る要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市都市公園条例（昭和52年高槻市条例第15号。以下、「条例」という。）第5条第8号の規定により車両の乗り入れ又は止め置き（以下、「通行等」という。）が禁止される場所（以下、「通行等禁止区域」という。）における車両の通行・駐車及び駐車場の1日サービス券・通行定期券（以下、「定期券」という。）貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 通行等禁止区域は、次項で定められる駐車場を除いた、条例第2条第1号に規定する公園全域である。ただし、別表に示す摂津峡公園、萩谷総合公園、安満遺跡公園は、それぞれ市道と回転路を除いた区域を通行等禁止区域とする。（別図1、2、3参照）

(2) 駐車場は、条例別表第1で規定する駐車場をいう。

(通行等禁止区域での通行等の許可申請)

第3条 通行等禁止区域内において車両の通行等をしようとする者は、公園内車両通行・駐車許可申請書（様式第1号）により市長または指定管理者（以下、「市長等」という。）に申請しなければならない。ただし、緊急を要するとき等、特別の事情がある場合は、当該申請書の提出を省略することができる。

2 指定管理者が管理する施設のうち萩谷総合公園の野球場及びサッカー場に係る通行等の許可申請については、当該申請書の提出を省力することができる。

(通行等禁止区域での通行等の許可)

第4条 市長等は、前条の申請が次条に定める要件に該当し、かつ、公園の管理上支障がないと認めるときは、車両の通行等を許可することができる。

2 市長等は、前項の許可の際、公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 市長等は、第1項の規定により許可したときは、公園内車両通行・駐車許可証（様式第2号。以下、「許可証」という。）を交付する。

- 4 前条第2項による申請があった場合は、指定管理者が定めた様式による許可証を交付する。

(通行等禁止区域での通行等の許可の要件)

第5条 前条第1項の許可を受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 障がい、高齢等の理由により、車両を使用しなければ公園施設を使用できないと市長等が認める者。
- (2) 公園を利用する行事の主催者や工事等の施工者で、市長等が利用を許可している者のうち、特に必要と認める者。
- (3) 通行等禁止区域を通行しなければ、所有地（借地であつて現に耕作している農園等を含む。）に行くことができない者（萩谷総合公園利用者に限る）。
- (4) 公園内で朝市等を出店する者で市長等が必要と認める者（萩谷総合公園利用者に限る）。
- (5) その他市長等が必要と認める者。

(通行等禁止区域での通行等の時間)

第6条 通行等禁止区域内において車両の通行等を行うことができる時間は、公園入口の門扉が開放されている時間内とする。

(通行等禁止区域での遵守事項)

第7条 第4条の許可を受けた者は、通行等禁止区域内において車両の通行等をするときは、法令で定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第62条第1項の整備不良車両その他法令で禁止されている車両を使用しないこと。
- (2) 園路及び公園内施設等を損傷しないこと。
- (3) 免許取得者以外の者に運転させないこと。
- (4) 許可証を車両の前面ガラス内側の見やすい場所に掲示し、又は係員の求めに応じて提示すること。
- (5) 時速10キロメートル以下で徐行運転を行い、他の公園利用者の安全を十分に確認すること。
- (6) 指定された園路等以外において通行等をしないこと。
- (7) 排気ガスを過剰に発生させないこと。
- (8) 無用な長時間の駐車をしないこと。
- (9) 駐車中はエンジンを停止させること。

(10) 定められた場所に駐車すること。

(通行等の拒否)

第8条 市長等は、通行等に係る車両が次の各号のいずれかに該当するときは、通行等を拒否することができる。

- (1) 公園内の施設、器物、園路等を毀損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物、又は人に危害を及ぼすおそれがあると認められるものを積載しているとき。
- (3) 著しい騒音又は臭気を発し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) その他公園の管理上支障があると認められるとき。

(善良な管理者の注意義務)

第9条 市長等は、通行等禁止区域内の管理上の瑕疵がなかった場合は、当該区域内における車両の通行等に関して生じた損害については、直接又は間接を問わず、賠償の責めを負わない。

(損害賠償の請求)

第10条 故意又は過失により、公園内の施設、器物、園路等又は他の車両等に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(市の機関等による通行等)

第11条 市の機関、公園の指定管理者等による通行等禁止区域内の車両の通行等については、この要綱に準じて取り扱うものとする。

(萩谷総合公園内通行等禁止区域を通行するための定期券の貸与)

第12条 市長等は、萩谷総合公園内通行等禁止区域を通行するために第4条の許可を受けた者で、特に必要と認めるものに対して、利用期間の上限を1年（貸農園の土地所有者を除く）とする定期券を貸与することができる。

- 2 定期券の貸与を受けようとする者は、萩谷総合公園通行等定期券貸与申請書（様式第3号）により市長等に申請しなければならない。
- 3 定期券を紛失し、又は破損し、若しくは汚損した者は、直ちに萩谷総合公園通行等定期券紛失等届（様式第4号）を市長等に提出し、実費弁償をしなければならない。この場合において、市長等は、再び定期券の貸与を希望する者に対して、上記紛失届を検証の上、定期券を貸与することができる。
- 4 定期券の利用期間を超えて引き続き定期券の貸与を受けようとする者は、

定期券の利用期間満了日の2週間前までに第2項の規定による申請を行わなければならない。

- 5 前項の場合を除くほか、定期券の貸与を受けた者は、利用期間が満了した定期券を市長等に返還しなければならない。
- 6 市長等は、定期券の貸与等に関する事務を適正に行うため、萩谷総合公園通行等定期券貸出簿（様式第5号）を備え、必要な事項を記載するものとする。

（萩谷総合公園ゲートの通行手続）

第13条 第4条の許可を受けた者が、萩谷総合公園内通行等禁止区域のゲートを通行しようとするときは、定期券の貸与を受けている者にあつては定期券を使用し、それ以外の者にあつては許可証を駐車場監視員その他の係員に提示するものとする。

（駐車場の1日サービス券、定期券の貸与）

- 第14条 駐車場の、1日サービス券又は定期券の貸与を受けようとする者は、依頼書（様式第6号）により市長等へ提出しなければならない。ただし、緊急を要する等、特別の事情がある場合は、当該依頼書の提出を省略することができる。
- 2 市長等は、市の機関及び市の指定管理者並びに駐車場利用を必要とする市の事業の受託者が使用する場合で、公園の管理上支障がないと認めるときは、1日サービス券又は定期券の貸与を許可することができる。

（不正使用に対する措置）

第15条 市長等は、許可証や1日サービス券の交付又は定期券の貸与を受けた者が次のいずれかに該当するときは、通行等の許可を取り消し又は1日サービス券の回収並びに定期券を失効させることができる。この場合において、不正行為が著しく悪質であると市長等が認めるときは、その者に対し、以後の通行等の許可や1日サービス券又は定期券の貸与をしないことができる。

- （1）許可証や1日サービス券又は定期券をその目的外に使用したとき。
- （2）許可証や1日サービス券又は定期券を改変し、使用したとき。
- （3）許可証や1日サービス券又は定期券を他人に貸与、又は譲渡したとき。
- （4）前条各号に掲げる事項を遵守しないとき。
- （5）その他不正の手段により通行等をしたとき。

(実施細目)

第 16 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市創造部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 23 日から実施する。

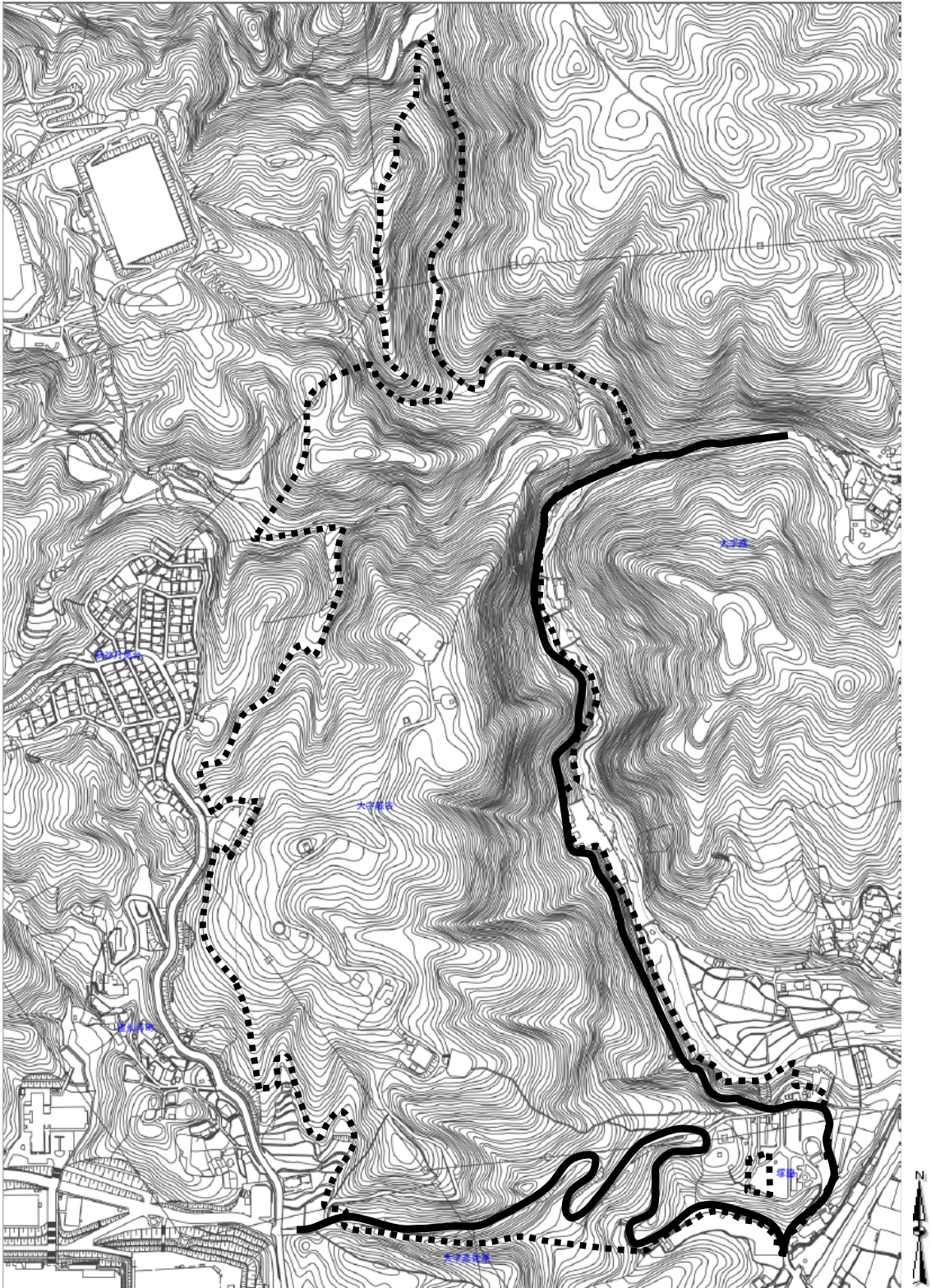
附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

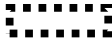
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

別図 1 摂津峡公園

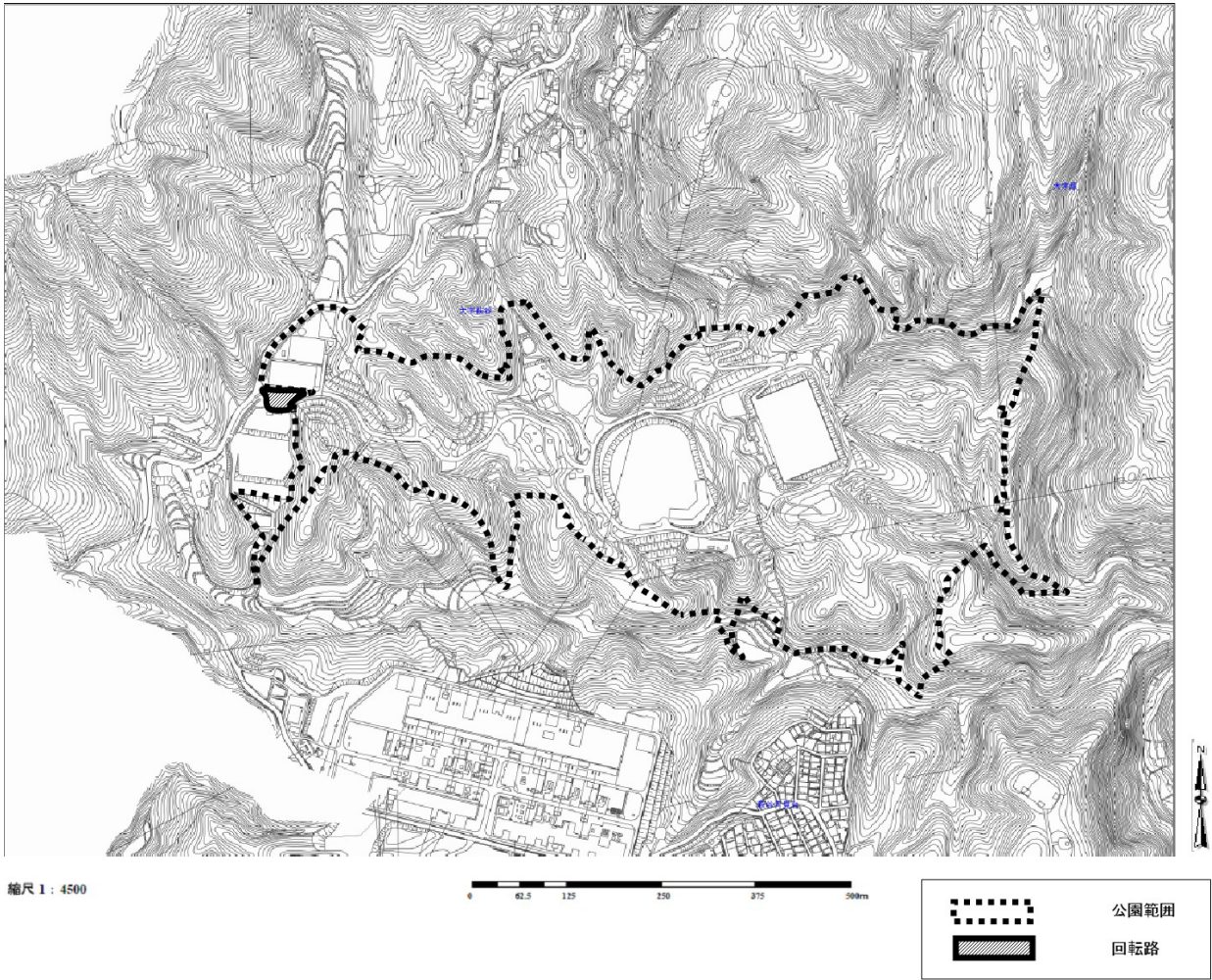


縮尺 1 : 4500

0 62.5 125 250 375 500m

	公園範囲
	市道

別図 2 萩谷総合公園



この図は、宮城県立宮城公園の敷地面積と主要施設の配置を示す図面です。公園は緑豊かな広大な敷地を有し、中央には「宮城県立宮城児童センター」が位置しています。このセンターには、児童のための様々な施設が整備されています。また、公園内には「宮城県立宮城児童博物館」、「宮城県立宮城児童図書館」、「宮城県立宮城児童スポーツセンター」などの施設が点在しています。公園の周囲には道路や鉄道線が走り、アクセスが容易です。図面の右下には、0メートルから100メートルまでのスケールバーと、方位を示す北の矢印が記載されています。

11/11/2016